

協議会の運営について

○会長、副会長の選任

学校整備計画（案）（P. 12）参照

案：会長及び副会長は委員の互選による。

○協議会の成立要件

学校整備計画（案）（P. 12）参照

案：委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

○協議会の議決

学校整備計画（案）（P. 12）参照

案：出席した委員の過半数をもって決する。

可否同数の場合は会長が決する。

○委員以外の者の意見聴取

学校整備計画（案）（P. 12）参照

案：委員以外の者の意見聴取が必要な場合は、協議会委員間で協議のうえ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

○傍聴

学校整備計画（案）（P. 13）参照

案：傍聴を可能とする。会場の関係で定員を設定する。

○協議会の開催周知

学校整備計画（案）（P. 13）参照

案：周知方法→開催チラシを掲示

掲載内容→開催日時、場所、テーマ、傍聴定員

掲示場所→校区内の区広報板、地域の会館 ※区役所 HP にも掲載

掲示期間→開催日の 10 日前

○協議会の議論内容の周知

学校整備計画（案）（P. 13）参照

案：周知内容→議論概要を掲載した「（仮称）協議会ニュース」を発行

周知方法→①小中学校を通じた配布、②地域での回覧、

③地域の会館への配架、④区役所 HP、

⑤生野スポーツセンター、区民センター、子ども・子育てプラザ、生野図書館に配架

※「（仮称）協議会ニュース」の概要版を、区広報板にも掲示